

パブリック・コメント等における意見の要旨と県の考え方

1 パブリック・コメント

(1) はじめに

番号	意見の要旨	県の考え方
1	過疎方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第7条が根拠と明記されており、一体的に策定する岡山県過疎地域持続的発展計画（以下「過疎計画」という。）も根拠である法第9条を明記すべきではないか。	過疎計画は法第9条に基づき策定しておりますが、今回から過疎方針と過疎計画を統合し、過疎方針として策定することから、素案のままといたします。

(2) I 基本的な事項

番号	意見の要旨	県の考え方
2	岡山市（旧建部町の区域）は特定市町村とされており、他の過疎地域とは扱いが異なるため、説明があった方が望ましいのではないか。	特定市町村は過疎地域と扱いが異なることが分かるように、過疎地域と別の項目に記載していることから、素案のままといたします。

(3) 別紙 過疎地域持続的発展計画 X 集落の整備

番号	意見の要旨	県の考え方
3	おかやま地域づくり支援員配置事業について、備中県民局と美作県民局だけでなく、備前県民局にも配置するべきではないか。	備前県民局管内の地域づくり支援員については、中山間地域協働支援センター事業において配置しております。

2 市町村等からの意見

(1) 全般

番号	意見の要旨	県の考え方
1	県全体と過疎地域との間で基礎的サービスにおける格差は拡大傾向にある。特に、医師の確保や救急医療、救急搬送、受入体制の整備、広域的な公共交通の維持・再編、高校教育の充実や教育を受ける機会の確保などについて、県がより主体的に実施、関与するとともに、市町村に対し、より実効性ある調整と支援を求める。	過疎地域は、人口減少や高齢化の進行により、住民組織の担い手不足や生活サービス産業の撤退などが進み、地域社会の活力が失われつつあります。 このため、安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、医療体制の確保、地域の実情に応じた利便性の高い公共交通体系の構築や教育機会の確保等に主体的に取り組むとともに、市町村を支援してまいります。

(2) I 基本的な事項

番号	意見の要旨	県の考え方
2	【2 過疎地域の持続的発展のための基本的な方向】 安心して暮らせる生活基盤づくりに「必要な道路整備の推進や医療提供体制等の整備など生活基盤づくりに取り組む」とあるが、地上デジタルテレビ放送の受信環境確保は含まれるのか。	安心して暮らせる生活基盤づくりの取組に地上デジタルテレビ放送の受信環境確保も含まれております。

(3) II 移住・定住及び地域間交流の促進並びに人材の育成

番号	意見の要旨	県の考え方
3	【4 次代を担う人材の育成】 次代を担う人材としての高校生を明記すべきだ。 また、地域への愛着心を高めるために重要となる「郷育*」についても記載してはどうか。 *自然や風土の中での体験や経験を通じて、ふるさとに対する愛情と誇りを育てるもの。	次代を担う人材が高校生を含めた幅広い年代の方々であることが分かるように、記載内容を追加いたします。 また、地域への愛着心を高めるための教育については、「IX 教育の振興」に記載している「子どもたちが地域に誇りと愛着を持ち、地域課題を自ら解決しようという当事者意識や実践力を身に付けられるよう、発達段階に応じた教育活動を推進する」に、「郷育」という考え方が含まれていることから、素案のままいたします。

(4) V 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保

番号	意見の要旨	県の考え方
4	【2 地域公共交通ネットワークの活性化】 地域鉄道について、高校生や都市部との人的交流に欠かせない鉄道ネットワークの維持や利用促進に向け、県がより主体的に関与する姿勢を示すべきではないか。	J R 在来線をはじめとする広域交通については、県が設置する岡山県 J R 在来線利用促進検討協議会等を活用し、利用状況や路線・地域ごとの課題等を共有するとともに、効果的な利用促進策の検討を行っていることから、県の関与について記載内容を追加いたします。

(5) VII 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

番号	意見の要旨	県の考え方
5	【2 子育て支援等の充実】 保育人材の確保について推進すべきだ。	保育所の待機児童解消や、国の新たな制度創設等に対応するため、保育人材の確保・定着と職場環境の改善に取り組んでいることから、保育人材の確保について記載内容を追加いたします。
6	【3 福祉サービスの質的向上】 過疎地域の中でもさらに条件が不利な地域の訪問介護事業者への長距離移動に対する支援等を検討してもらいたい。	過疎地域等において、人材の確保が厳しく、希望者にサービスを提供できないケース等があると承知しており、引き続き、各地域において継続的な訪問介護サービスの提供が可能となるよう、ICT を活用した職場環境の改善策等を支援するとともに、事業継続や新規参入につながる抜本的な措置を講じることについて、様々な機会を通じて国に働きかけてまいります。

(6) VIII 医療の確保

番号	意見の要旨	県の考え方
7	過疎地域において、医療機関、特に小児医療体制が必要だ。医療体制に関しては市町村に権限がないため、県が全県的な視点で、地域の均衡を保てるよう、記載内容を再検討してもらいたい。	小児の初期救急医療に対応できる体制の整備や産婦人科医師の処遇改善の支援などについて、過疎地域を含む全県的な視点で取り組んでいることから、医療の確保について記載内容を追加いたします。

(7) Ⅸ 教育の振興

番号	意見の要旨	県の考え方
8	学校の再編等により教育機会を奪われないよう、教育委員会と協議し、記載内容を再検討してもらいたい。	地域の状況に配慮した教育機会の確保に努めるとともに、学校と市町村等との連携協力体制の構築、地域を大切に思う心を育てる教育の推進などにも取り組んでいることから、教育の振興について記載内容を追加いたします。
9	【1 教育環境・施設の整備】 教育の振興こそが県全体の賑わいや人口維持に繋がるため、子供たちの学習の場の確保について、施策に大きく反映させるべきだ。	地域の状況に配慮した教育機会の確保に努めるとともに、学校と市町村等との連携協力体制の構築、地域を大切に思う心を育てる教育の推進などにも取り組んでいることから、教育の振興について記載内容を追加いたします。
10	【1 教育環境・施設の整備】 教員の確保について推進すべきだ。	県内外の大学での説明会や現職教員との座談会等により、教職の魅力を伝えております。 また、特に県北地域については、中高生と大学生をつなぐフォーラムの実施や、採用試験において、県北地域限定の採用枠を設けるなど、採用試験の見直しも含め、人材確保に努めてまいります。
11	【1 教育環境・施設の整備】 基礎学力の向上のためには教員の指導力向上が重要なため、県採用・市町村採用の区別なく、指導力向上のための研修を実施すべきだ。	県総合教育センターにおいて実施している教員の指導力向上に資する研修については、市町村採用の教職員も受講可能となっております。

(8) 別紙 岡山県過疎地域持続的发展計画

番号	意見の要旨	県の考え方
12	【Ⅳ 情報化の推進】 小規模自治体に対し、自治体DXや情報化を推進するためのデジタル人材を県が雇用する支援事業の追加を希望する。	地域社会のデジタル化に向け、市町村に対する外部の専門人材派遣事業を実施しているほか、内部職員の育成のため、今年度、県・市町村職員を対象とした「おかやまDXアカデミー」を開講したところであり、人的支援のあり方については、今後検討してまいります。

13	【IX 教育の振興】 過疎地域の県立高校において、安心して生活できる寄宿舍機能の強化や、地域における学びの場の確保と魅力向上を目指す必要があることから、「県立高校施設・寄宿舍の整備充実事業」の追加を希望する。	学校施設及び寄宿舍の整備充実については、過疎地域に限らず県全体で安全性や緊急性を踏まえた優先度により、順次整備を進めております。
14	【IX 教育の振興】 過疎地域の県立高校において、地域資源を活用した探究活動や地域住民との協働による教育活動を推進し、生徒がふるさとへの理解と愛着を深めることで、将来の地域の担い手となる人材育成を図る必要があることから、「地域とともにある特色ある高校教育の推進事業」の追加を希望する。	「Ⅱ 移住・定住及び地域間交流の促進並びに人材の育成」の「おかやま高校生地域未来創造事業」において、高校生が地域に入り、地域の現状などを様々な活動を通じて体感し、地域課題解決に取り組むことで、地域への愛着心醸成と地域貢献の意欲向上を図る教育活動に取り組んでいることから、素案のままいたします。